

## 第2号議案：屋外機械駐車場に関する管理規約の改訂に関する件

(4分の3以上の特別多数決議)

### 1. 上程理由

本件については、機械式駐車場に関するアンケート調査の結果等を踏まえ、機械式駐車場設備の更新工事に際し、一部設備の解体により駐車台数を現行の95台から81台に削減するため、管理規約の改訂を行うものです。

なお、「管理規約の新旧対照表」については、以下の通りです。

### 2. 「管理規約の新旧対照表」

新管理規約 (案)	現行管理規約
<p>(容認事項)</p> <p>第79条 区分所有者は、下記事項を承認するものとする。(以下：略)</p> <p>(1)本マンション内に設置される駐車場に関し下記内容を承認すること。</p> <p>①屋外機械駐車場(81台)、屋内機械駐車場(20台)を管理組合と駐車場使用契約を締結した住戸の区分所有者が有償にて専用使用すること(使用料は管理費及び修繕積立金に充当する。)</p> <p>(以下：略)</p>	<p>(容認事項)</p> <p>第79条 区分所有者は、下記事項を承認するものとする。(以下：略)</p> <p>(1)本マンション内に設置される駐車場に関し下記内容を承認すること。</p> <p>①屋外機械駐車場(95台)、屋内機械駐車場(20台)を管理組合と駐車場使用契約を締結した住戸の区分所有者が有償にて専用使用すること(使用料は管理費及び修繕積立金に充当する。)</p> <p>(以下：略)</p>

### 別表第4の(2) 駐車場専用使用料(月額)

(新)

屋外 No1~No57 No64~No75 (ピット昇降式3段中型)	上 段	14,000円×23台=322,000円
	中 段	11,000円×16台=176,000円
	下 段	9,000円×16台=144,000円

(注) No3~No6、No19~No24、No66~No69の14カ所については、欠番とする。

↑

(現行)

屋外 No1~No57 No64~No75 (ピット昇降式3段中型)	上 段	14,000円×23台=322,000円
	中 段	11,000円×23台=253,000円
	下 段	9,000円×23台=207,000円

附 則 第1条 この規約は、機械式駐車場鋼製平面化工事完了後に効力を発する。